

広報 はむら

6月15日号
令和2(2020)年

広報はむら 令和2年6月15日号

令和2(2020)年6月15日発行 第1023号
【発行】羽村市 【編集】羽村市広報広聴課

URL = <http://www.city.hamura.tokyo.jp/s102006city.hamura.tokyo.jp>
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1 ☎ 042-555-1111 ㊟ 337 FAX 042-554-2921

18 歳から大人に 成年年齢の引き下げ = 令和4年4月から =

日本での成年年齢は民法で定められています。民法の改正により、成年年齢が2022年4月から、現行の20歳から18歳に引き下げられます。

現在、未成年の方は、生年月日によって新成人となる日が次のようになります。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
平成14(2002)年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14(2002)年4月2日～平成15(2003)年4月1日生まれ	令和4(2022)年4月1日	19歳
平成15(2003)年4月2日～平成16(2004)年4月1日生まれ		18歳
平成16(2004)年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

成年に達すると何が変わるの？

民法の成年年齢には「一人で有効な契約をすることができる年齢」「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。

18歳(成年)になったらできること

- 親の同意がなくても契約ができる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードを作る
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- 10年有効のパスポートを取得する
- 公認会計士、司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女とも18歳以上になる
- 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けることができる

※普通自動車免許の取得は従来同様、18歳以上

20歳にならないとできないこと

- ◆ 飲 酒
 - ◆ 喫 煙
 - ◆ 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う
 - ◆ 養子を迎える
 - ◆ 大型・中型自動車運転免許の取得
- 問合せ 総務課法制係 ☎ 326

はい！

こちら消費生活センター

18歳から大人に 成年年齢の引き下げ
一人で契約する時に注意すること

問合せ 消費生活センター ☎ 641



消費者被害の拡大が心配されています！

未成年の場合、契約には親の同意が必要ですが、成年に達すると親の同意なく一人で契約ができるようになります。

のも自分であり、その契約に対して責任を負うのも自分自身になるのです。

契約にはさまざまなルールがあり、そうした知識がないまま安易に契約を交わすと、トラブルに巻き込まれる可能性があります。

また、社会経験が乏しく、保護がなくなつたばかりの成年を狙い打ちにする悪質な事業者も大勢います。

● その契約が本当に必要なものかどうか、よく考えましょう。

未成年の方が親の同意を得ずに契約をした場合、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。この未成年者取消権は、未成年者を保護し、消費者被害を抑止する役割を果たしています。

● 契約について、不安なことがある、よくわからない、消費者トラブルに巻き込まれてしまった、そのほか困ったことが起きた場合などは、自分ひとりで判断せず、家族や友人、消費生活センターに相談してください。



市公式サイト



市公式 PR サイト



Twitter



Facebook



Instagram



YouTube



この緑の小径は阿蘇神社
下の参道だりん♪
緑いっぱい、とっても
ステキだりん♪

愛情ギュッとす〜っとはむら